

○深川市入札制度検討委員会規程（改正前 深川市競争入札参加者審査委員会規定）

昭和 54 年 12 月 8 日

訓令第 11 号

（目的）

第 1 条 この委員会は、深川市財務規則(昭和 63 年規則第 8 号)に規定する深川市が発注する工事又は製造の請負その他の契約に係る競争入札に関し、次に掲げる事項を検討・審議することを目的とする。

(1) 入札・契約の適正化に関すること

(2) 入札参加資格要件

(3) 競争入札資格者の登録確認

（組織）

第 2 条 この委員会は、副市長、企画総務部長、市民福祉部長、経済・地域振興部長、建設水道部長、病院事務部長及び教育部長をもって組織する。

2 委員会は、必要あると認めたときは、前項の委員のほかに、臨時の委員を指名することができる。

（委員長）

第 3 条 この委員会に委員長を置き、副市長がその職にあたる。

2 委員長は、会務を処理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、企画総務部長がその職務を代理する。

（議事）

第 4 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数をもって成立し、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、委員会の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

（庶務）

第 5 条 この委員会の庶務は、財政課において行う。

2 庶務は、委員会の担任する事務に係る事案の資料の作成等に従事する。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の決するところによるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 10 月 20 日訓令第 13 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年 5 月 26 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 30 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成9年10月13日訓令第30号)

この訓令は、平成9年10月20日から施行する。

附 則(平成13年11月13日訓令第42号)

この訓令は、平成13年11月13日から施行する。

附 則(平成14年3月1日訓令第9号)

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第20号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条中の病院事務部長は、平成17年5月31日までの間は、総合病院事務部長と読み替えるものとする。

附 則(平成19年2月28日訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(深川市入札参加者等指名選考委員会規程の廃止)

2 深川市入札参加者等指名選考委員会規程(平成14年深川市訓令第14号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月30日訓令第41号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第36号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第18号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。